

令和5年6月6日

質問書回答

件名： 東京国際空港雨水排水施設点検調査

質問内容	回答
1. 現況調査の仕様について 特記仕様書 8-4 (2) 1) において、“排水管路内の調査は、「指針（下水道維持管理指針）」をもとに、・・・・、管径φ800mm 以上 1800mm 未満及びボックスカルバート高さ 1800mm 未満は大口径テレビカメラ調査、・・・・記録するものとする。”と記載されています。一方、4) においては“管種がボックスカルバート区間の現況調査及び点検調書の記録等については、「調査要領（シェッド、大型カルバート等定期点検要領）」に従って実施するものとする。”と記載されています。 高さ 1800mm 未満のボックスカルバートについては大口径テレビカメラで調査を実施し、点検調書の記録等については、「調査要領」に従って実施すると考えてよろしいでしょうか。また、その場合、「指針」と「調査要領」で点検項目、評価項目に違いがあることから、カメラ調査で判定できる範囲での点検、評価でよろしいでしょうか。	1. 点検調書の記録等については、シェッド、大型カルバート等定期点検要領に従い実施することを前提としているものの、現況調査に先立ち、ご質問のあった点検項目、評価項目の違い等に関して、対応方針（対応可能な範囲・内容等）を協議させていただきます。

2. 監視人について 特記仕様書 8-4 (2) 5) において、“・・・・・・、上下流の雨水枡に監視人各 1 名配置するものとする。”と記載されていますが、誘導路の閉鎖等の関係より、上下流枡（2カ所）の開口が不可能な場合、開口した雨水枡（1カ所）のみの配置でよろしいでしょうか。また、監視人として 28 人計上されていますが、根拠をご教示願います。 3. 適用歩掛について 特記仕様書 8-4 (2) 4) 及び 8-5 から、ボックスカルバート区間の管内潜行目視調査及び劣化度判定は、「調査要領」に従って実施する、と読み取れますが、適用歩掛は「指針」によるものと考えてよろしいでしょうか。また、適用歩掛が「指針」によらず、他の歩掛を適用している場合、ボックスカルバート区間の数量（各地区別延長）および適用歩掛（管内潜行目視調査、点検調書作成、劣化度判定の各項目毎の職種別人工数合計）についてご教示願います。	2. 上下流の雨水枡に各 1 名を配置することを標準としておりますので、施設閉鎖範囲、監視人の配置箇所及び調査の実施時期等による検討・調整を実施した上で、当該箇所の調査実施可否含め対応について協議させていただきます。 工種別の人工等及び監視人の地区別内訳については、見積参考資料をご確認ください。 3. 現況調査については、下水道管路管理積算資料を参考にしております。また、劣化度判定については、港湾請負工事積算基準－その他積算基準－設計等業務を参考にしております。 工種別の人工等については、見積参考資料をご確認ください。
---	--